

# 労使紛争の解決に労働委員会の相談やあっせん制度をご利用になれます。

労働組合との団体交渉の経験のない中小企業が、個々の労働者の労働条件をめぐって労使紛争に直面するケースが増えています。

## 例えば！

- ・ 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- ・ 社外労組から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- ・ 雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

このようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてもいいでしょうか？（一部の労働委員会を除く）

## （労働委員会のあっせん制度）

労働委員会では、団体交渉に行き詰まった場合、労使紛争を円滑に解決するため両者の間に入って調整する、「あっせん」などを行っています。

「あっせん」は、多くは公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の人事・労務担当役員など）の三者構成のあっせん員により行われており、労働組合からだけでなく**使用者からの申請もできます。**

なお、「あっせん」は、あっせん員が、使用者と労働組合それぞれの主張を聞き、争点を明らかにして譲歩を促したり、必要な場合は公正・中立な解決策を提示し、問題解決に結びつけるものです。

「あっせん」申請を行っても必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

## (労働委員会とは)

労働委員会は**労使間のトラブルを解決するための行政機関**で、法律によって都道府県に設けられた都道府県労働委員会と厚生労働省の外局の中央労働委員会があります。都道府県労働委員会は都道府県内の労使紛争を、中央労働委員会は都道府県にまたがる大型紛争などを扱います。

## (労働委員会が行うあっせんの特徴)

- ①労働問題について**専門知識や経験をもつ公労使の3つの立場の委員**がいます。使用者委員は、会社の主張を伺って、各委員と協力して労使の合意形成をサポートします。
- ②第三者である労働委員会の委員が関与することで、当事者は冷静な判断ができるようになり、**使用者と労働組合の信頼関係の構築・維持**にも役立ちます。
- ③あっせんに参加することにより問題の解決につながるのと同時に、**実際の交渉を通して、労働法や団体交渉のノウハウも学べます。**
- ④あっせんは**原則非公開**です。
- ⑤あっせん申請は**無料**です。

他にも、個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています。

**労働委員会では三者構成を活かして、労働組合との紛争だけでなく、個別の労働者との紛争も取り扱っています。**

(※東京、兵庫、福岡を除く)

## 労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で問題解決のお手伝いをします。



### 労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



#### 労働者委員

労働組合の役員など  
労働者側の事情を的確に把握



#### 公益委員

弁護士、  
大学教授など  
公平な第三者的立場



#### 使用者委員

会社の役員など  
使用者側の事情を的確に把握

### 使用者からの「あっせん」申請もOKです。

「あっせん」申請を行っても必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

## 労使紛争の解決に労働委員会の相談 やあっせん制度をご利用になれます。

### 例えば！

- ・ 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- ・ 社外労組から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- ・ 雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

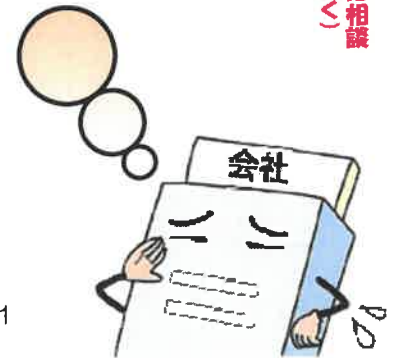
このようにご迷惑でしたら、労働委員会に相談して見てはいかがでしょうか？（一部の労働委員会を除く）

労働委員会をご利用  
ください



中央労働委員会  
☎ 03-5403-2111  
(都道府県)労働委員会  
☎ 別添参照

※LRCは(Labor Relations Commission)の略で労働委員会のことです。



# 賃上げ要求で妥結できなかったケース

E社労働組合

**賃上げ要求**  
 会社の業績からすると  
 一人0%の  
 賃上げを要求する

E社代表

賃上げのためには生産性を向上しなければならぬ  
 そんなに出せない

4回の団体交渉を行う → **決裂**

労働委員会

E 会社

労働委員会にあっせん申請をしよう

あっせんって何？

「あっせん」とは労働委員会が指名した「あっせん員」がサポートして争議の解決をはかることよ。

あっせん員が双方から個別に事情聴取し、説得調整

E社労働組合      あっせん員      E社代表

あっせん案を提示

会社は〇年4月以降、社員一人平均月額〇%を増額すること。なお上記金額の配分については、労使協議して決めること。組合は、生産性の向上に協力すること。

労働組合      会社

受諾 解決

このような労働組合と使用者との紛争のことを「集団的労使紛争」といいます

解決してよかったにや〜

LRC

都道府県労働委員会所在地一覧

北海道労働委員会 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 011-204-5662  
 青森県労働委員会 〒030-0801 青森県青森市新町2-2-11 東奥日報新町ビル4階 017-734-9835  
 岩手県労働委員会 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 019-629-6271  
 宮城県労働委員会 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 022-211-3782  
 秋田県労働委員会 〒010-0951 秋田市山王4-1-2 018-860-3282  
 山形県労働委員会 〒990-8570 山形市松波2-8-1 023-630-2792  
 福島県労働委員会 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館4階 024-521-7594  
 茨城県労働委員会 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 029-301-5563  
 栃木県労働委員会 〒320-8501 宇都宮市瑞田1-1-20 028-623-3334  
 群馬県労働委員会 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 027-226-2781  
 埼玉県労働委員会 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階 048-830-6452  
 千葉県労働委員会 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎7階 043-223-3735  
 東京都労働委員会 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第1本庁舎南塔37・38階 03-5320-6981  
 神奈川県労働委員会 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内 045-633-6110  
 新潟県労働委員会 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 025-280-5543  
 山梨県労働委員会 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 0552-23-1826  
 長野県労働委員会 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 026-235-7468  
 静岡県労働委員会 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 054-221-2282  
 富山県労働委員会 〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館5階 076-444-2172  
 石川県労働委員会 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 076-225-1881  
 福井県労働委員会 〒910-8580 福井市大手3-17-1 0776-20-0597  
 岐阜県労働委員会 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 058-272-8790  
 愛知県労働委員会 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 052-954-6832  
 三重県労働委員会 〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎5階 059-224-3033  
 滋賀県労働委員会 〒520-8577 大津市京町4-1-1 077-528-4473  
 京都府労働委員会 〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館  
 4階 075-414-5732  
 大阪府労働委員会 〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 大阪府立労働センター(本館)8階  
 06-6941-7191  
 兵庫県労働委員会 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3815  
 奈良県労働委員会 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階 0742-20-4431  
 和歌山県労働委員会 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁内 073-441-3781  
 鳥取県労働委員会 〒680-8570 鳥取市東町1-271 0857-26-7558  
 島根県労働委員会 〒690-8501 松江市殿町8 島根県庁南庁舎 0852-22-5450  
 岡山県労働委員会 〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県庁分庁舎1階 086-226-7563  
 広島県労働委員会 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル7階 082-228-2895

山口県労働委員会 〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-4440  
 徳島県労働委員会 〒770-8570 徳島市万代町1-1 088-621-3231  
 香川県労働委員会 〒760-8570 高松市番町4-1-10 087-832-3721  
 愛媛県労働委員会 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 089-912-2990  
 高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 高知県庁北庁舎内 088-821-4645  
 福岡県労働委員会 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎7階  
 092-643-3979  
 佐賀県労働委員会 〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南別館 0952-25-7242  
 長崎県労働委員会 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階 095-822-2398  
 熊本県労働委員会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 096-333-2753  
 大分県労働委員会 〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁舎本館7階 097-506-5241  
 宮崎県労働委員会 〒880-8501 宮崎市橋通東1-9-10 3号館6階 0985-26-7262  
 鹿児島県労働委員会 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 099-286-3943  
 沖縄県労働委員会 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 098-866-2551